

日行連発第 726 号
令和 2 年 9 月 24 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
国際・企業経營業務部
部長 坪川 貞子

Go To トラベル及び Go To Eat キャンペーン事業に関する
積極的な取組と周知について（依頼）

標記の Go To トラベルに関しては、「Go To トラベル地域共通クーポン取扱店舗登録申請について」（令和 2 年 9 月 9 日付・日行連発第 647 号）にてご案内したところですが、同事業の今後の推進方及び今後新たに判明した Go To Eat キャンペーン事業に関し下記のとおりご案内いたします。

特に、Go To トラベルにおける地域共通クーポン取扱店舗登録申請については所管である観光庁からも特段の協力要請を受け、協議の結果、国民の皆様の利便に向け申請書様式に行政書士の代理記入欄を設ける運びとなったものです。

官公署への申請書類様式に行政書士の代理人欄が明記されることは、大変意義あることであり、このことは、デジタルガバメント時代における将来の電子申請代理の布石となります。しかしながら、せっかくの専用欄を得ても、申請実績が十分に上がらなければ行政書士制度に対する期待は消え、かえってマイナスの評価となってしまいます。このことから今回は正に行政書士制度が我々自身に問われる正念場であるにご認識いただきますようお願いいたします

つきましては、各単位会において、適切にご対応いただきますよう何卒よろしくようお願いいたします。

記

<Go To トラベル地域共通クーポン取扱店舗登録申請>

「Go To トラベル地域共通クーポン取扱店舗登録申請について」（令和 2 年 9 月 9 日付・日行連発第 647 号）の他、本会 HP の連 com 上における「会長声明」（別添 1）、「日本行政」10 月号への会員向け挟み込み文書（別添 2）により周知の徹底に努めておりますが、各単位会におきましても、引き続き、より多くの会員に登録代理業務を行っていただき、街の法律家として、地域社会の発展に寄与していただきたくよう会員への周知及び申請実績の拡大に向け、積極的な取り組みをお願いいたします。

なお、Go To トラベル地域共通クーポン取扱店舗登録申請において、Go To Eat キャンペーン事業の対象となる「飲食店」については、Go To Eat キャンペーン事業の登録を受けていることを証する書類の提出が必要とのことです。但し、Go To Eat キャンペーン事業の登録が完了していなくても、予め申請することで、Go To Eat キャンペーン事業の登録が完了次第、スムーズに Go To トラベル地域共通クーポン取扱店舗登録が完了できるとのことです。ご承知おきいただき、会員への周知に加えていただきますようお願いいたします。

<Go To Eat 食事券発行委託事業>

飲食店による Go To Eat キャンペーン事業への登録については、運営委託先を決める公募によって決定した各地域の食事券発行事業者が取り扱うこととなっております。現状は 33 府県 35 件の事業者が採択されておりますが、2 次募集により 14 都道府県が追加され 47 都道府県全国で実施される見通しです。

本会では、農林水産省に働きかけ、都道府県毎の食事券発行委託業者で構成される各地域の事務局に対し、Go To Eat 上における登録申請等に関し、行政書士が代理申請出来る旨及び、各地域の都道府県行政書士会との連携に関し案内いただいておりますので、各単位会におかれましては、Go To Eat キャンペーン事業における周知協力の申し出をはじめ、行政書士の活用依頼等を行い、連携関係の構築、強化を図っていただきますようお願いいたします。

参考 URL

GoToEat キャンペーン事業 食事券発行委託事業 採択結果
(委託事業者一覧)

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/attach/pdf/hoseigoto-33.pdf>

以上、引続き、新型コロナウイルスの影響を受けた事業者及び国民に対するサポートについて、ご協力をお願い申し上げます。

以上